

津山市体育施設使用料金表

令和元年10月1日改定

津山スポーツセンター(野球場, 小野球場, サッカー・ラグビー場, テニスコート)

野球場	区分	全日		1時間	
	高校生以下	3,630円		430円	
	一般	4,840円		600円	
小野球場	区分	全日		1時間	
	高校生以下	1,810円		220円	
	一般	2,420円		300円	
サッカー・ラグビー場	区分	半面			
		全日		1時間	
	高校生以下	4,620円		660円	
	一般	6,540円		930円	
サッカー・ラグビー場 照明施設	区分	照明半面につき			
		1時間まで基本料金		1時間を超える場合は30分ごとに追加料金	
	3分の2灯使用	1,840円		920円	
テニスコート	区分	オムニコート (1面につき)	照明施設 (1面につき)		
		1時間	1時間まで基本料金		1時間を超える場合は30分ごとに追加料金
	高校生以下	350円	340円		170円
	一般	600円			
放送器 (野球場・テニスコート)	1日につき			1,210円	
スコアボード(野球場)	1日につき			1,210円	

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とした催し物で使用する場合は各施設の使用料は、第1項から第6項までの規定により算定した額の2倍とする。
- 2 入場料を徴収する場合の各施設の使用料は、野球場にあっては最高入場料金の100人分に相当する額を、その他の施設にあっては最高入場料金の30人分に相当する額を第1項から第6項までの規定により算定した額に加算して得た額とする。